

東電元幹部に無罪／課題向き合い今後に生かせ

東京電力福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電元会長ら旧経営陣3人の刑事裁判で、東京地裁はいずれも無罪の判決を言い渡した。

裁判は、検察による2度の不起訴で終わらせることなく、検察審査会が起訴すべきだと議決して法廷に持ち込まれた。民事裁判では、東電の事故の責任を認める判決が相次いだが、刑事裁判はより厳格な立証が求められ、ハードルは高いとされていた。

裁判では津波対策などに関して旧経営陣がどう判断、対応したかが、さまざまな証拠資料などからある程度明らかになった。意義があったと捉えたい。

一方で「安全神話」のもとに原発が運転され、あってはならない事故が起きてしまったことはまぎれもない事実だ。津波対策を十分に取っていれば起きなかったはずの事故だ。

東電には、事故の当事者として着実な廃炉など本県の復興に向き合っていく社会的責任を果たしていくことを、改めて銘記してもらいたい。

裁判の争点は、東日本大震災による大津波を予見できたのかどうかと、事故を防ぐことは可能だったのかという点だ。

検察官役の指定弁護士は、大津波の危険を指摘した国の地震予測「長期評価」を基に「最大15・7メートルの津波が来る可能性がある」とした試算が出ており、予見できたと主張していた。一方、旧経営陣の3人は、長期評価は未成熟の知見で予見できず、原発事故は防げなかったと反論していた。

判決は指定弁護士が大津波を予見できたとする「長期評価」に十分な根拠があったとは言えず、10メートル超の津波が襲来する可能性について信頼性、具体性のあるものではなかったと判断した。

検察官役の弁護士が控訴すれば、高裁で争われることになる。

判決を踏まえ、どういった安全対策を取れば重大事故を防ぐことができるのかを考える契機としなければならない。

震災と原発事故が発生して8年半が過ぎた。県民には大きな被害をもたらした事故の責任の所在をはっきりさせたいという思いはあるだろう。県内外では約4万人の県民が避難生活を続け、古里に帰れない人たちがいる。生活基盤の整備、地域コミュニティー、なりわいの再生など本県の復興への道は半ばだ。

国は今回の判決で浮き彫りになった課題に向き合い、今後の安全規制や原子力防災に生かしていくことが重要だ。